

第 6544 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年10月19日月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二)
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <https://www.zeirishi-miwa.co.jp>

♠ コロナ禍の期間限定の役員報酬の減額

Q : コロナによりしばらくの間、営業ができませんでしたので、その間の役員報酬を減額しました。役員報酬の取扱いはどのようになりますか？

A : 臨時改定事由に該当すれば、損金に算入できます。

【解説】

新型コロナの影響で、営業ができず、期間限定で役員報酬を減額する会社もあるようです。

この場合には、期間が過ぎたら従来の支給額に戻すのですが、この場合においても、増額改定があったこととなりますので、その増額が「臨時改定事由」に該当しないと、損金不算入の問題が生じることになります。

「臨時改定事由」とは、役員の職制上の地位の変更、その役員の職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情によりされたこれらの役員に係る定期給与の額の改訂をいいます。

したがって、たとえば新型コロナの影響で営業自粛や外出自粛などで役員の職務の一部が執行できなくなり、役員報酬を減額し、その後職務が執行できるようになったタイミングで報酬を増額するというようなケースでは、臨時改定事由に該当し、損金算入することが認められますが、単純に売上が戻ってきたことをもって増額改定したような場合は、臨時改定事由に該当しないことから、損金不算入の問題が生じますので、注意が必要です。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】